

昭和六十三年九月六日受領
答弁第九号

内閣衆質一一三第九号

昭和六十三年九月六日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員岡崎万寿秀君提出リムパック演習における米艦への給油に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員岡崎万寿君提出リムパック演習における米艦への給油に関する質問に
対する答弁書

一から七までについて

海上自衛隊は、今回のリムパックに補給艦としては、「とわだ」一隻を初めて参加させたが、その機会に、実戦的な訓練環境下における補給艦の訓練として、日米共同訓練のため同一グループ内で行動する日米両国艦艇への洋上給油訓練を実施したものである。このような訓練を行うことについては、補給艦の戦術技量向上のため必要であると考えていたところであるが、今回のリムパックにおいては、参加した海上自衛隊部隊と米海軍との間で訓練内容の細部調整を行った結果、具体的に実施することが決定されたものである。

なお、給油を実施した相手艦の艦種及び艦名、給油回数、給油量等については、米軍との具

体的訓練内容及び艦艇の性能に係ることであり、答弁することを差し控えたい。

八から十までについて

今回、補給艦「とわだ」が米艦艇に対して行つた洋上給油は、洋上給油訓練として実施したものであり、また、我が国の所有に属さない米軍の油を使用して行つたものであることから、御指摘の事務次官通達の対象とはならないものである。